

納言隆望末左中將基辰朝臣、奉行藏人頭右中將隆建朝臣、今夜設假屋於本末座、被備雨儀、是寶曆十一年例云、

〔續史愚抄後桃園〕安永八年十月廿二日壬申、自今夜三箇夜、被行內侍所御神樂依御儀也、拍子本持

明院前宰相宗時末左中將俊資朝臣、付歌源一位重淵已下上達部殿上人等十八人參仕、奉行藏人

頭右中將忠尹朝臣、廿三日癸酉、神樂第二夜、廿四日甲戌、神樂第三夜、拍子夜々同、

〔均光卿記〕寛政六年七月六日辛卯、閑院一品典仁親王慶光自去年御違例之所、今日殊外云々、今日於內侍所有千反樂五常樂爲一品宮御違例云々、

〔均光卿記〕寛政七年十一月二十八日、今日於內侍所奏五常樂千反、依女院恭禮日頃御違例御祈禱也、

〔中外新聞〕歎願書會津藩重臣上書謹而言上仕候、老寡君容保會津藩主保科儀、去る戊年久文京師守護職命せられ中圖らずも先帝

明孝不限の寵愛を蒙り、御賞譽の宸翰を下し賜はり、其外度々御宸筆被下置、恩賜の品々も幾

度となく拜戴仕候、元來容保儀、誠實一心に勵精いたし、毛髪も私意無御座候に付、先朝以來、格

別の御依頼を蒙り、大病の折は、勿體なくも至尊の御身を以て、内侍所に於て、御祈禱被遊下、君

臣水魚の情態、宸翰の表にも御顯はし被下、當朝にても、先帝以來、叡慮遵奉、守護職掌相勤候譯

を以て、推任前後、天恩の有り難き、主從感戴泣謝罷在候略下

〔増鏡四〕その年元正元の八月廿八日、春宮山龜十一にて御元服し給ふ、御諱恒仁とさこ

ゆ、世中にやうくほのめき聞ゆる事あれば、御門深草はあかす心ぼそおぼされて、よゐのま

のしづかなる御物がたりのつひでに、内侍所の御はいの敷をかぞへられければ、五千七十四日

なりけるをうけたまはりて、辨の内侍

内侍所御拜